

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

労働雇用政策課

○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築指導課

○ 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

住宅課

○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察本部

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十五号

岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

岡山県立職業能力開発校条例(昭和四十四年岡山県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第二号中「次条及び」を「次条第一号及び」に、「及び次条第二号」を「次条第二号及び第九条第一項」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条(見出しを含む。)中「授業料等」の下に「及び受講料」を加え、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(受講料)

- 第九条 能力開発校(短期課程(第三条第三項に規定する職業訓練を除く。)に限る。)の訓練生は、受講料を納付しなければならない。
- 2 受講料の額は、訓練時間一時間につき二百五十円とする。
- 3 受講料は、前納とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に訓練生を決定した短期課程(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条に規定する短期課程をいう。)の職業訓練であつて、同日以後に行うものについては、この条例による改正後の第九条及び第十条の規定を適用する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十六号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第九十一号中「第三項」を「第五項」に改め、同号イ(1)中「適合証(当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号から第五号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この号において同じ。)」を「同法第六条の二第五項に規定する確認書(以下「確認書」という。)若しくは同項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。))又はこれらの写し」に改め、同号イ(1)(i)中「六千円」を「一万二千四百円」

に改め、同号イ(1)(ii)中「同じ。」の下に「(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項に規定する区分所有住宅(以下「区分所有住宅」という。)を除く。以下この号から第九十四号までに於いて同じ。)」を加え、同号イ(1)に次のように加える。

(iii) 区分所有住宅 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額

第二条第一項第九十一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「適合証及び設計住宅性能評価書」を「確認書及び住宅性能評価書並びにこれら」に改め、同号イ(3)(i)中「四万六千円」を「四万六千八百円」に改め、同号イ(3)に次のように加える。

(iii) 区分所有住宅 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額

第二条第一項第九十一号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「適合証」を「確認書又はその写し」に改め、同号ロ(1)(i)中「九千三百円」を「一万八千七百円」に改め、同号ロ(1)に次のように加える。

(iii) 区分所有住宅 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第九十一号ロ(2)中「適合証」を「確認書及びその写し」に改め、同号ロ(2)に次のように加える。

(iii) 区分所有住宅 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第九十二号を次のように改める。

九十二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出がある場合の同法

第五条第一項から第五項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一戸建ての住宅及び共同住宅等 前号に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第七号、第四十三号又は第四十五号に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額

ロ 区分所有住宅 前号に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第七号、第四十三号又は第四十五号に定める額を合算した額

第二条第一項第九十三号イ(1)中「適合証(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。ロにおいて同じ。))及び設計住宅性能評価書(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準(設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。)に適合していることを証するものに限る。以下この号において同じ。))を「確認書及び住宅性能評価書並びにこれら」に改め、同号イ(1)(i)中「二万三千元」を「二万三千元」に改め、同号イ(1)に次のように加える。

(iii) 区分所有住宅 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中

欄に定める額

第二条第一項第九十三号イ(2)を削り、同号イ(3)(i)中「三千元」を「六千二百円」に改め、同号イ(3)に次のように加える。

(iii) 区分所有住宅 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第二条第一項第九十三号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「適合証」を「確認書及びその写し」に改め、同号ロ(1)に次のように加える。

(iii) 区分所有住宅 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第九十三号ロ(2)(i)中「四千六百元」を「九千三百円」に改め、同号ロ(2)に次のように加える。

(iii) 区分所有住宅 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第二条第一項第九十四号を次のように改める。

九十四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出がある場合の同法第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一戸建ての住宅及び共同住宅等 前号に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第七号、第四十三号又は第四十五号に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額

ロ 区分所有住宅 前号に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第七号、第四十三号又は第四十五号に定める額を合算した額

第二条第一項第九十五号中「場合」の下に「又は同条第三項の規定による管理者等が選任された場合」を加え、「三千元」を「六千二百円」に改め、同項第九十六号中「三千元」を「六千二百円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九十六の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査 十六万七千五百八十円

別表第七中「一万二千三百円」を「二万二千八百円」に、「一万八千七百円」を「三万四千三百円」に、「二万千八百円」を「三万七千八百円」に、「三万三千三百円」を「五万六千七百円」に、「三万四千四百円」を「六万三千三百円」に、「四万七千九百円」を「九万四千六百円」に、「五万八千八百円」を「十万二千二百円」に、「八万九千六百円」を「十五万九千九百円」に、「十万二千二百円」を「十五万四千六百円」に、「十五万四千二百円」を「二十三万二千円」に、「十六万六千九百円」を「二十六万二

千八百円」に、「二十五万四千三百円」を「三十九万四千三百円」に、「二十万五千三百円」を「三十三万二千九百円」に、「三十一万二千七百円」を「四十九万九千四百円」に、「二十一万八千九百円」を「三十七万八千円」に、「三十三万三千六百円」を「五十六万七千円」に改める。

別表第七の二を削る。

別表第八中「十万八千八百円」を「十二万二百円」に、「十七万四千百円」を「十七万六千五百円」に、「三十四万四千二百円」を「三十四万八千九百円」に、「六十一万六千五百円」を「六十二万四千九百円」に、「百六万円」を「百七万四千四百円」に、「百九十六万二千二百円」を「百九十八万八千円」に、「二百八十万二千三百円」を「二百八十四万五百円」に、「三百四十三万二千九百円」を「三百四十七万九千七百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号。以下「改正法」という。）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の認定を受けている長期優良住宅建築等計画（改正法附則第二条第三項の適用を受けるものを除く。）の変更の認定の申請に係る手数料の区分については、なお従前の例による。

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十七号

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例（平成十三年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、原則として」を削り、「第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の」を「第二十九条の九第一号から第五号までのいずれかに該当する区域又は同条第六号若しくは第七号に該当する区域として知事が別に定める」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第二十九

一条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた法第二十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請及び当該申請（同項の規定による許可の申請を除く。）に対する許可に係る法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可の申請については、なお従前の例による。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十八号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十四号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同号イ中「許可の」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の」に改め、同号ロ中「イ」を「イ又はロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円）

第二条第一項第二十五号イ中「第五条の二第三項第三号」を「第五条の二第三項第二号又は第三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十五の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習会の開催 次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円

ロ その他の者に対する講習会 六千九百円

第二条第一項第二十七号中「の銃砲」を「の銃砲等」に改め、同項第二十八号及び第二十九号中「銃砲又は刀剣類の所持の」を削り、同項第三十号中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「場合の」を「審査の」に改め、同号イ中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項」を「同項」に、「許可の」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円（当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が岡山県において同時に同法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

第二条第一項第三十号に次のように加える。

ニ 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が岡山県において同時に同法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）

第二条第一項第三十二号の五の次に次の一号を加える。

三十二の六 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 九千三百円（当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百円）

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

◎ 岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例について
職業能力開発校の円滑な管理運営を図るため、短期課程の受講料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に鑑み、住宅を新築する場合に、確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合における長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について
都市計画法施行令の一部改正に鑑み、市街化調整区域における開発許可の対象としない区域に災害危険区域等を加えるものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、クロスボウの所持の許可の制度が導入されること等に伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。